

第1回行政経営研究会

日時 平成26年4月24日(木)

13時15分～16時

会場 静岡県庁西館4階第1会議室A～C

次 第

1 開会

2 行政経営研究会設立会議

- ・行政経営研究会の概要
- ・行政経営研究会設置要綱(案)

3 研究会第1回会議

- ・行政経営研究会の部会設置(26年度案)
- ・各部会の概要
- ・意見交換、質疑応答

4 講演

テーマ「人口減少社会における行政の在り方」

講師 増田寛也氏(株野村総合研究所顧問、元総務大臣、元岩手県知事)

5 閉会

平成 26 年 4 月 24 日

行政経営研究会の概要

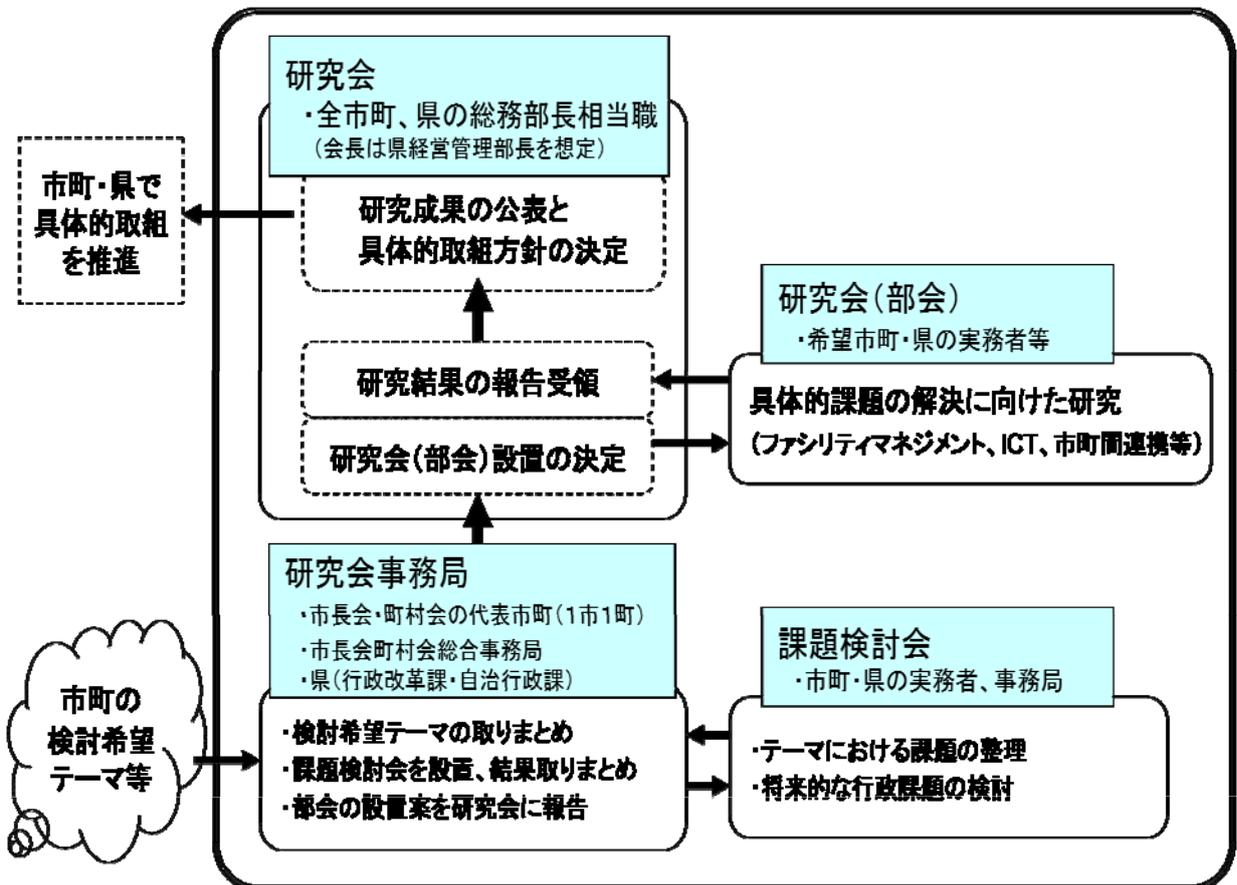
1 趣旨

- ・ 将来予測される人口減少を踏まえ、市町と県で共通する行政課題の解決に向け、市町間、または市町・県等の連携や役割分担の在り方を再検討する必要がある。
- ・ 地方制度調査会の答申（25 年 6 月）で、持続可能な行政サービス提供体制を維持するため、市町間の広域連携や都道府県による補完の必要性が示された。
- ・ 県の行革大綱（H26～）の検討を行う「“ふじのくに” 行財政革新戦略会議」等から「市町と県との連携による行政運営を推進すべき」との意見をいただいた。



県全体の行政運営の効率化・最適化を目指し、連携を推進し課題解決を図る仕組みとして、26 年度から市町と県による「行政経営研究会」を設置する。

○行政経営研究会の組織と仕組み（案・第 1 回研究会（4/24）で決定）



行政経営研究会設置要綱（案）

（目的）

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「県市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（研究等の対象）

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

（所掌事務）

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関すること
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること
- (3) 研究等の進捗管理に関すること
- (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること
- (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること

（研究会）

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県経営管理部長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（部会）

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、袋井市企画財政部企画政策課、長泉町総務部門企画財政課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部職員局行政改革課及び自治局自治行政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部自治局長をもって充てる。

(課題検討会)

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月 日から施行する。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部長 静岡県 経営管理部 職員局長 静岡県 経営管理部 職員局 行政改革課長 静岡県 経営管理部 自治局長 静岡県 経営管理部 自治局 自治行政課長 静岡県 賀茂地域政策局長 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長 静岡県 企画広報部 政策企画局 参事
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 企画調整部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画部長 富士宮市 総務部長 伊東市 総務部長 島田市 企画部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 市長公室長 御殿場市 企画部長 袋井市 理事兼企画財政部長 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 総務部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策協働部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 総務グループ参事兼企画課長 川根本町 総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町村会総合事務局	事務局長

平成 26 年 4 月 24 日

行政経営研究会の部会設置（26 年度案）

1 研究会（部会）について

- ・市町・県共通の行政課題の解決に向け、具体的研究を行うために設置
- ・参加を希望する市町、及び県担当課（関係課）で構成
- ・部会設置までに課題の整理を行う必要があるもの、将来的な課題解決に向け知識の共有を図るもの等については、別途、課題検討会を設置し検討

2 26 年度の検討テーマ案（第 1 回研究会で確定）

	テーマ名（案）＜検討予定事項＞	県担当（関係）課	参加市町（提案市町） *3 月末現在
A	ファシリティマネジメントの推進 ＜県全体で公共施設の最適化に向けた取組を推進＞	管財課 (自治財政課)	30 市町
B	自治体におけるクラウド等 ICT の利活用 ＜クラウド、オープンデータなど ICT 利活用を推進＞	情報政策課	22 市町
C	教育行政における市町間連携 ＜市町教育行政体制の充実・強化方策の検討・実施＞	教育総務課 教育事務所	賀茂 1 市 5 町 川根本町等
D	地方公共団体間の連携 ＜機関の共同設置、広域的事業連携など地方公共団体間の連携の推進＞	自治行政課 (行政改革課) (自治財政課) (地域政策局)	(下田市、吉田町、 川根本町、 熱海市、焼津市)
E	公民連携・協働 ＜施設運営での民間事業者活用（指定管理者など）、業務実施における協働など民間・住民との連携の推進＞	行政改革課 (県民生活課) (技術管理課)	(沼津市、熱海市、 川根本町、 掛川市、 東伊豆町)

- ・このほか、「行政評価手法の研究（市民参加型評価、人事評価との連携）」について、課題検討会で検討（藤枝市提案）
- ・検討希望テーマは、市町、県より随時受け付け

（参考）スケジュール（26 年度。予定含む）

時 期	内 容
4 月 24 日	第 1 回行政経営研究会開催 ・研究会の組織と仕組み、研究テーマの決定
5 月～	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> 各部会を設置しテーマごとに検討開始 ・ファシリティマネジメント部会 ・クラウド等 ICT の利活用部会 ・教育行政における連携部会 ・地方公共団体間の連携部会 ・公民連携・協働部会 →可能なものから具体的取組を実施 </div> <div style="flex: 1; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> (進め方の例) ・総論で課題整理をした後、各論（個別課題）を検討 ・課題を類型化しグループ分け ・地域ブロック別に開催 など </div> </div>
27 年 2～3 月	第 2 回行政経営研究会開催 ・26 年度の部会での検討・取組結果報告、次年度取組方針の検討 など

ファシリティマネジメント研究会について

○ファシリティマネジメントとは
(静岡県の場合)

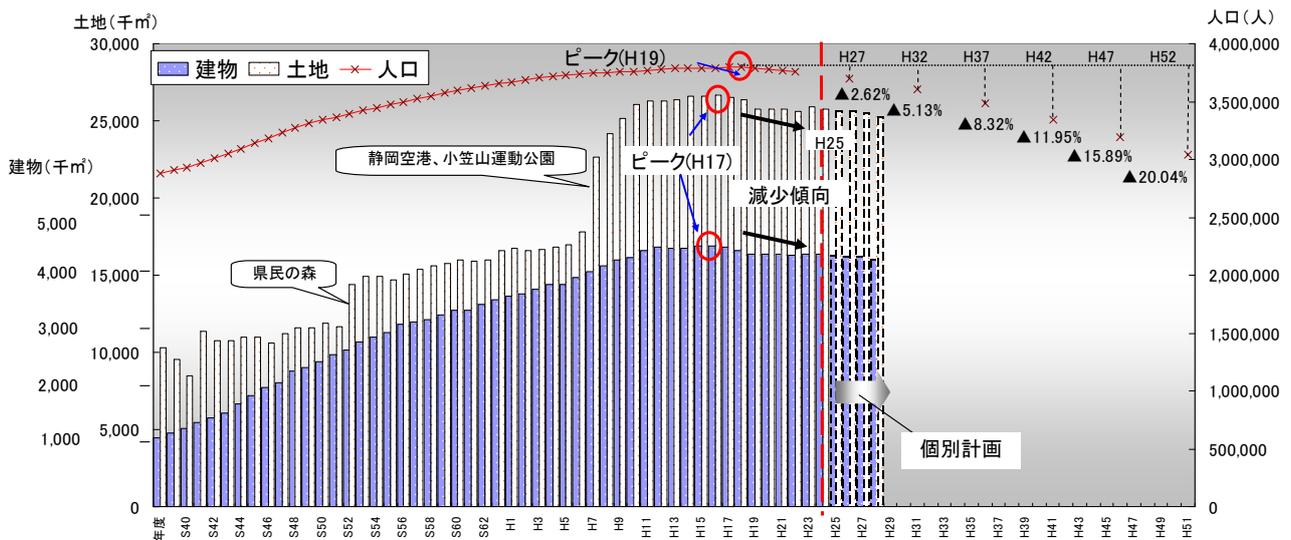
○ファシリティマネジメント研究会

2014年4月24日

経営管理部財務局管財課

1

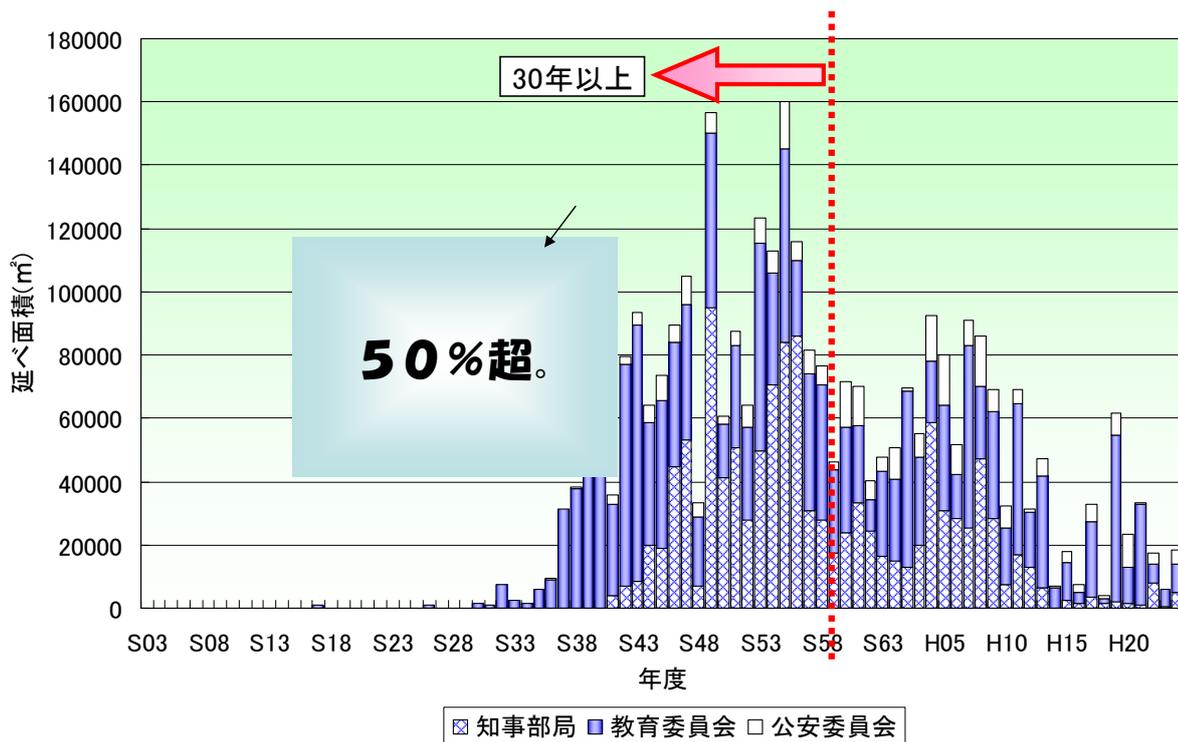
県有施設の総量



人口減少社会に対応した適正な施設総量へ

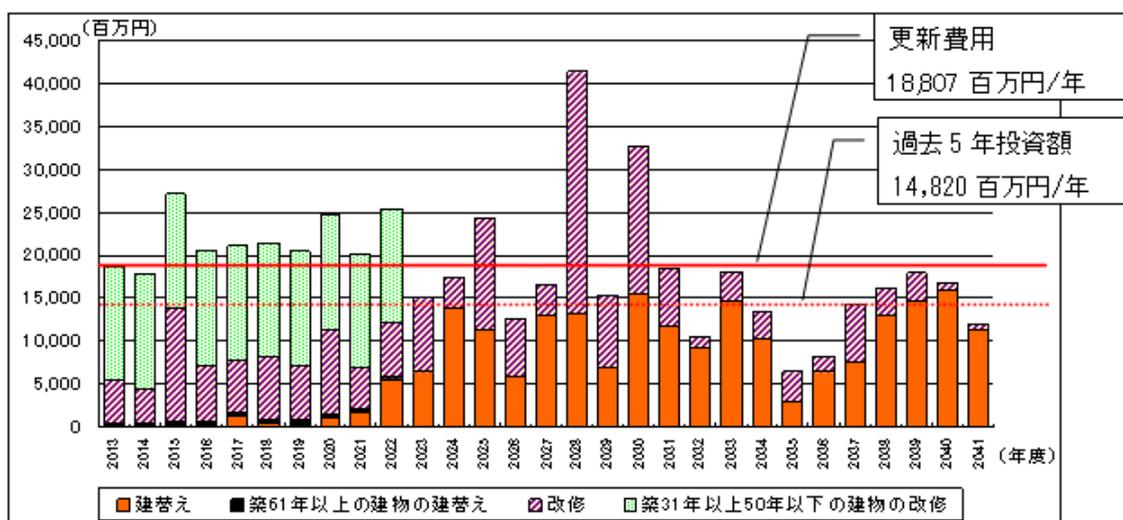
2

県有施設の老朽化



3

建替え、大規模修繕に要する費用の試算



■ 試算方法

「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」(財団法人自治総合センター)

- ◇ 普通会計の県有施設(インフラ、県営住宅、職員住宅を除く)を対象
- ◇ 建替え60年、大規模30年と更新の時期を設定
- ◇ 更新の時期を迎えた施設の面積に、単価を乗じて機械的に試算

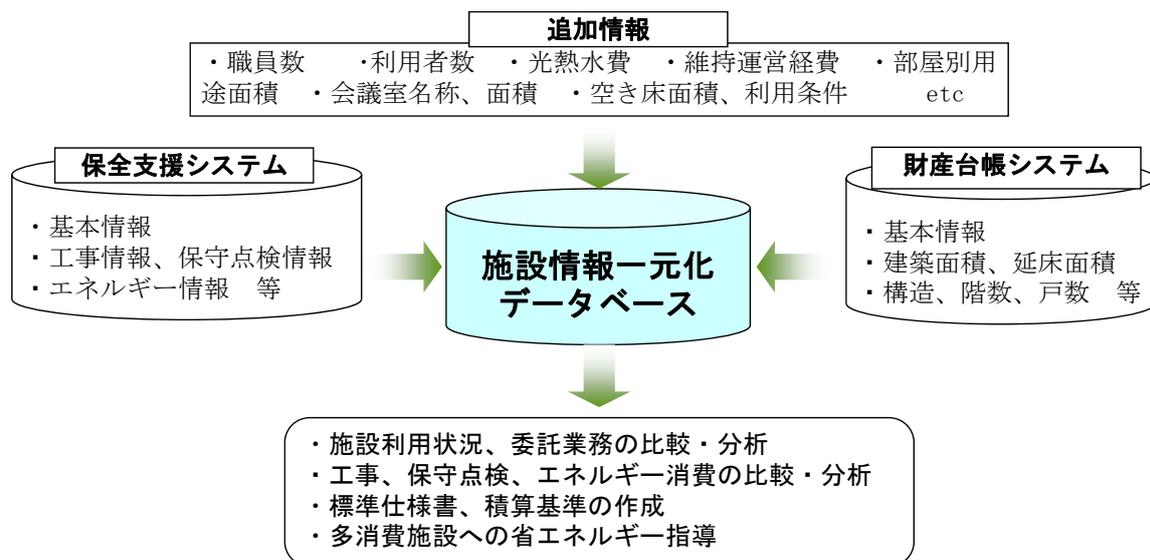
4

FM推進の4つの柱

- ◇ 県有施設の総量適正化
- ◇ 県有施設の長寿命化
- ◇ 維持管理経費の最適化
- ◇ 施設の有効活用

5

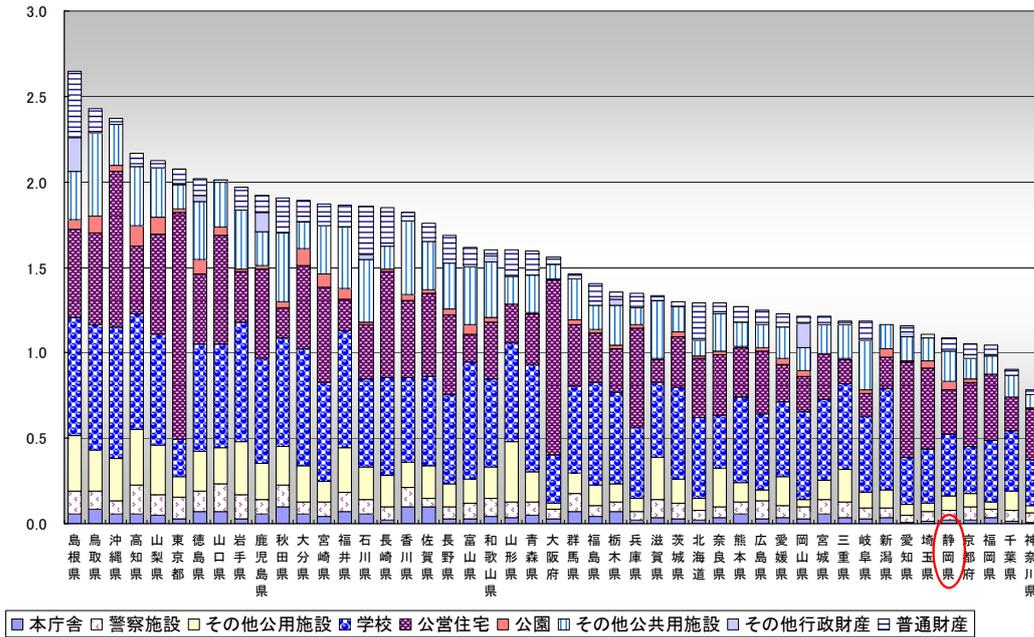
県有施設情報一元化DB



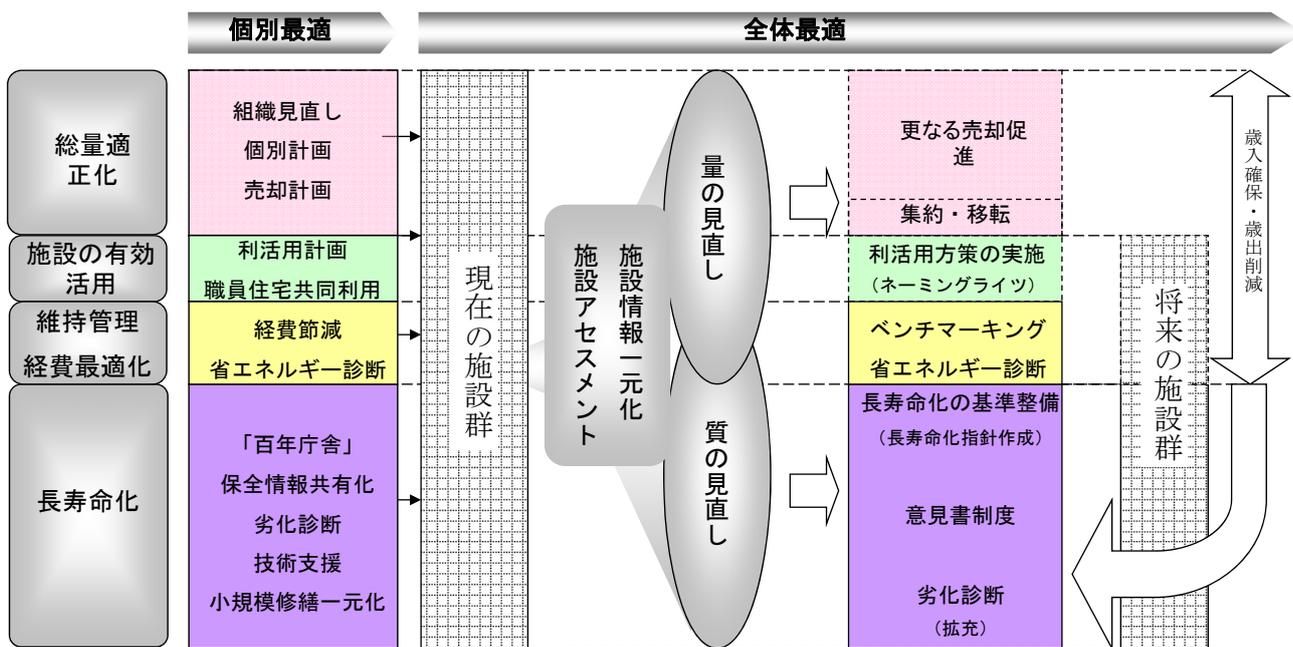
6

ベンチマーキングの例

都道府県別 人口一人当たり 建物延床面積



静岡県の取組 まとめ

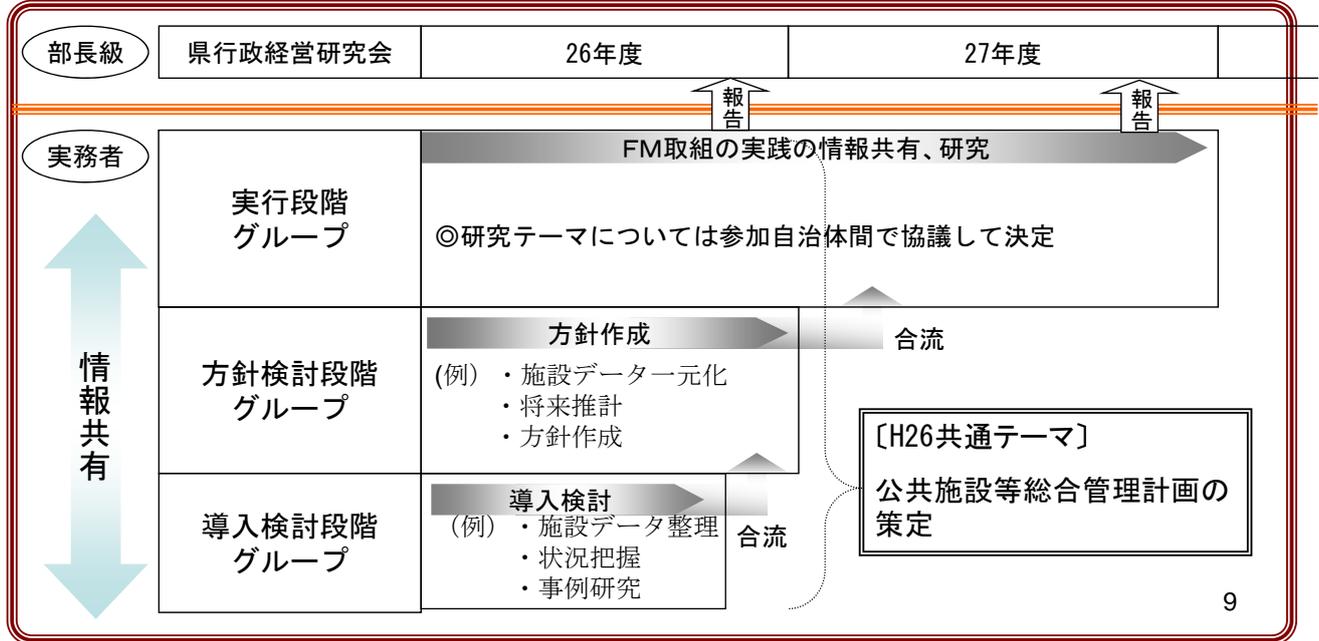


ファシリティマネジメント研究会について

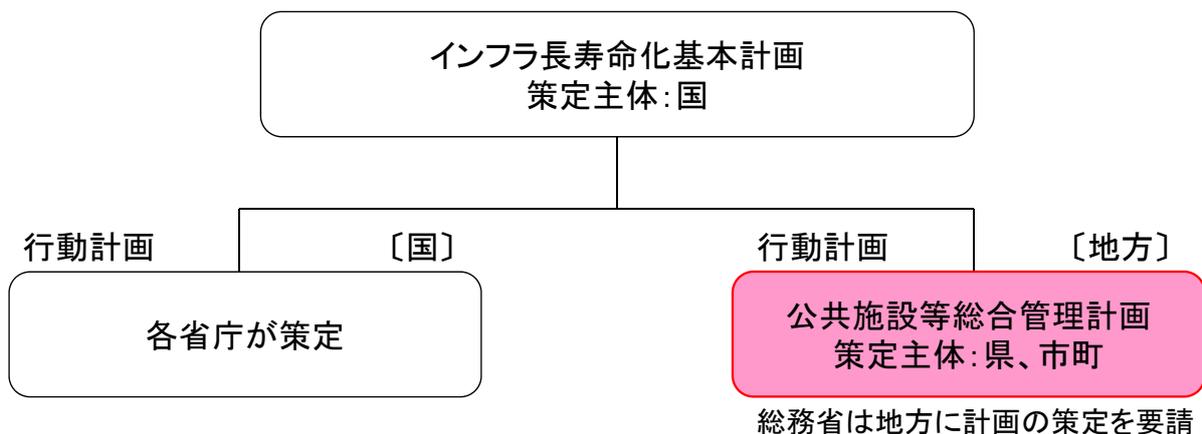
◎進め方

- ・取組段階ごとにグループ分けし、それぞれのテーマを設定（アンケートを実施）
- ・勉強会（研修会）等も含め年2～3回開催

◎イメージ



公共施設等総合管理計画



公共施設等総合管理計画の内容

- ・ 公共施設等の現状及び将来見通し
- ・ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的方針

FM研究会 参加予定市町

〔30市町〕

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、
 島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、
 袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、
 伊豆の国市、牧之原市、南伊豆町、西伊豆町、清水町、長泉町、
 小山町、川根本町、森町

《部会テーマ》 自治体におけるクラウド等ICTの利活用

静岡県企画広報部
情報統計局 情報政策課

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに



1. 部会での検討項目(案)～市町調査結果より～

- ・県、市町行政情報システムの共同利用、クラウドの利活用
- ・災害時対応などICT-BCP(情報部門の業務継続計画)策定
- ・クラウドを実現する行政ネットワーク環境(LGWAN等)の充実
- ・県と市町の連携による公共データの民間開放の推進

○その他の検討事項

- ・公衆無線LAN整備への取組
- ・ビッグデータ活用への取組
- ・地域情報プラットフォーム等のベンダー間共通仕様

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに



2. 静岡県地域情報化基本計画(新ふじのくにICT戦略)

1 基本目標と3つの視点

- (1) 基本目標 『富国有徳の理想郷“ふじのくに”を創るICTの利活用』
(2) 3つの視点 総合計画の基本理念「富国有徳の理想郷」 “ふじのくに”づくりをICTにより支援
I:イノベーション(革新)の創出
C:コラボレーション(協働)の推進
T:トップレベル(最高水準)の行政サービスの提供
(3) 計画期間 平成26年度から29年度まで(4年間)

2 施策展開の4つの柱

- (1) **ICTの利活用推進による安全・安心で快適な暮らしの実現**
ICTの利活用推進により、防災、教育、環境、医療、防犯、交通安全等の社会的課題を解決し、安全・安心で快適な暮らしの実現を図り、県民生活の向上を目指す。
- (2) **ICTの利活用推進による地域の活性化、産業の活性化**
ICTを活用した観光や農林水産物などの情報発信や県内中小企業の競争力強化により、地域や産業の活性化に貢献する。また、テレワークやスマートデバイスを活用した新たなワークスタイルの導入推進などにより女性や高齢者等の雇用を促進する。
- (3) **日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携**
ICTの利活用推進により、県民本位の、便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供する。また、県情報システムの集約・統合化や**市町情報システムのクラウド化の推進**などにより、徹底した行政コストの削減や業務の効率化を図る。
- (4) **ICTの利活用推進を支える基盤の強化**
県内の情報過疎地域を解消するための超高速ブロードバンドの整備や、災害・事故等に強い情報通信基盤・情報処理基盤の整備を推進する。また、ICTの利活用を効果的に推進するための人材育成の取組を強化する。

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに

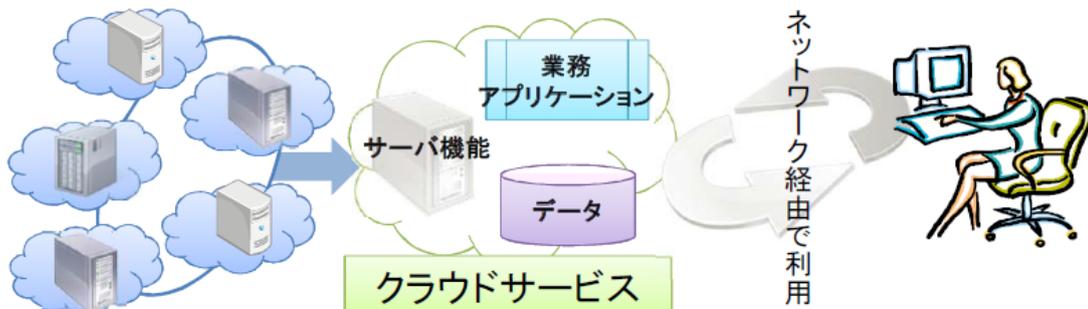


3. クラウドとは ~クラウドコンピューティング~

検索エンジン (google等)、Webメール
SNS (Facebook、Twitter等)、
オンラインストレージDropbox等)

■ クラウドコンピューティング

ネットワーク上に存在するサーバが提供するサービスを、それらのサーバ群を意識することなしに利用できるというコンピューティング形態



出典:(総務省)自治体クラウド・情報連携推進のための研修教材(一部加筆)

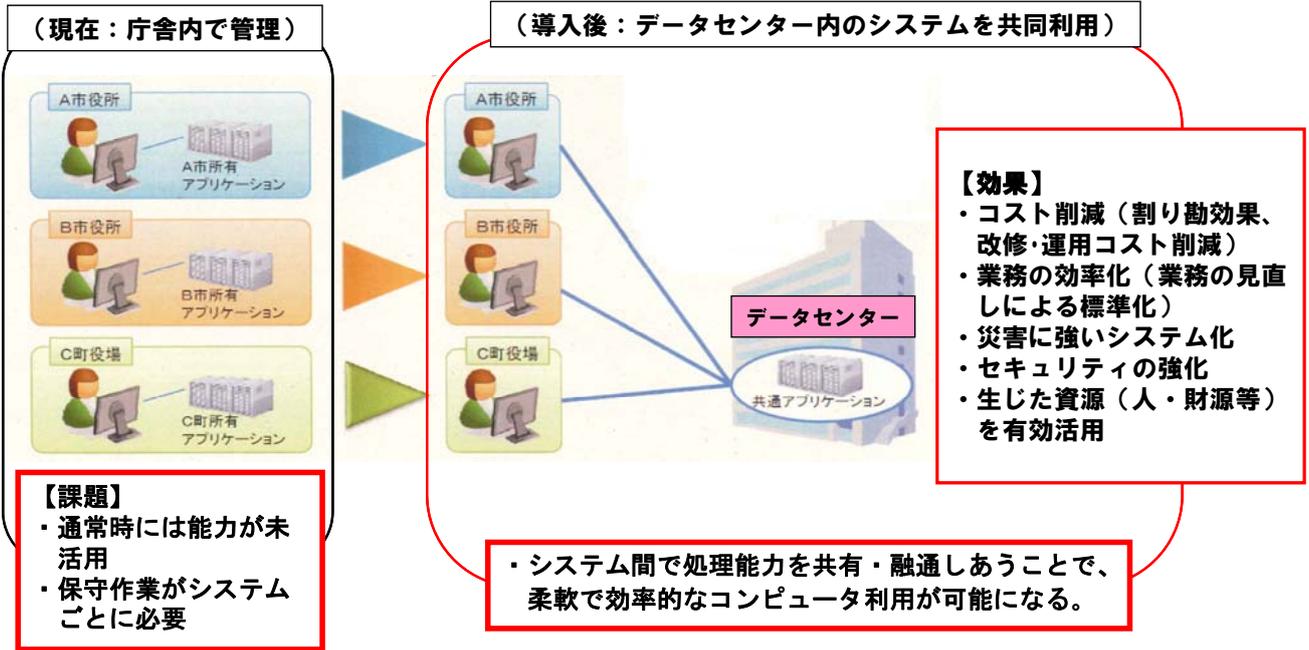
富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに



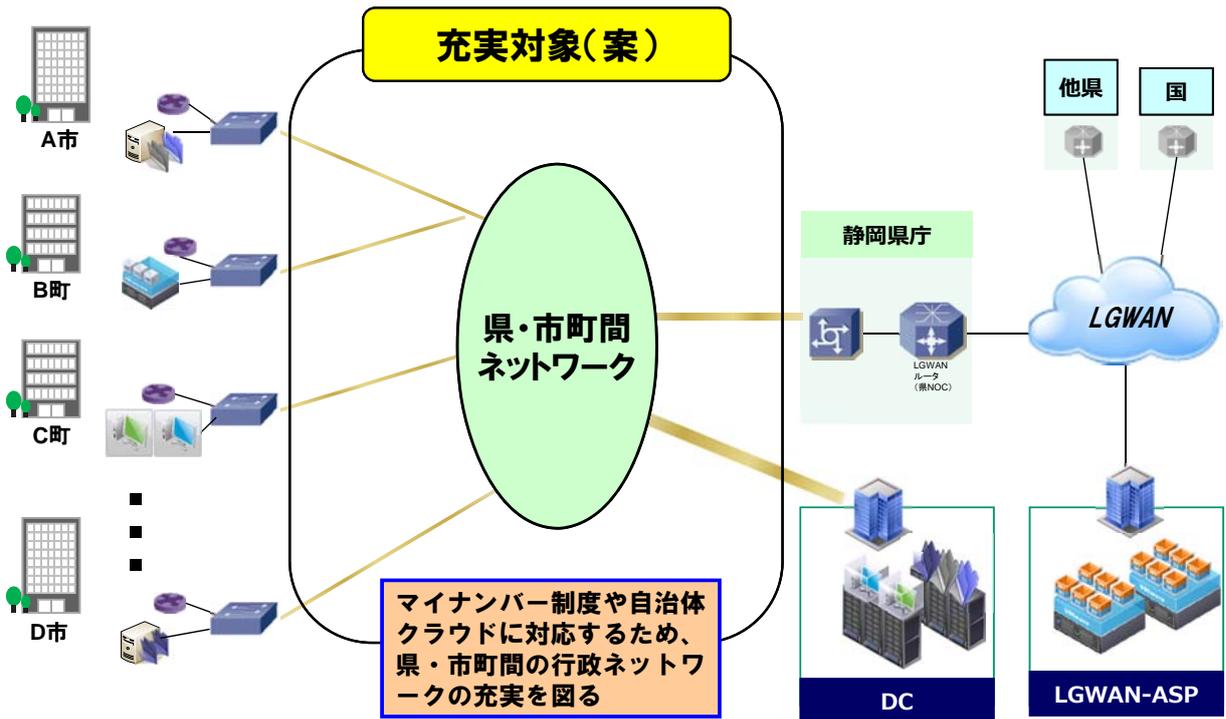
4. 自治体クラウドとは ~イメージ~ ⇒所有から利用へ

自治体クラウドとは

- ・自治体がシステムのハードウェア、ソフトウェアなどを外部のデータセンターにおいて 保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組み



5. 行政ネットワーク環境(LGWAN等)の充実



6. 公共データの一般開放(オープンデータ)

■ 「オープンデータ」とは、行政や公的機関が蓄積した情報を、誰もが自由に利用できる形式にしたデータのこと

■ ホームページなどで、公表されている公共データの多くは、読むことを前提としているため、基本的に二次利用できない形式となっている

■ 二次利用可能な形式でデータ提供し、それを活用することで、新たなサービスや産業の創出が期待されている

★県の取組(ふじのくにオープンデータカタログ)



★公共データ活用事例



富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに



7. 年間スケジュール

時期	内容
平成26年5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回部会 部会長選出ほか ・静岡県自治体クラウド・セッション2014
平成26年6月 ～ 平成27年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・調査及び研究 ・具体的取組方針の検討
平成27年2月	1年間のまとめ

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに



平成 26 年 4 月 24 日

静岡県自治体クラウド・セッション 2014 について

静岡県情報統計局情報政策課

1 開催趣旨

静岡県内の市町業務システムの自治体クラウド化を検討するにあたり、その初期段階として、各市町が自団体におけるクラウド化の方向を検討するために、事業者（出展者）が必要なクラウドサービスの内容や事例を紹介、具体的な提案を行い、市町が相談をする場を設ける。

2 開催概要

- (1) 名 称 静岡県自治体クラウド・セッション 2014
- (2) 開催日程 平成 26 年 5 月 29 日（木）～30 日（金）2 日間
- (3) 会 場 静岡県コンベンションアーツセンター グランシップ
6 階 展示ギャラリー1、展示ギャラリー3（展示・相談）
2 階 映像ホール（講演及びプレゼンテーション）
- (4) 出 展 者 市町情報システム開発、運用、サービス提供事業者及び通信事業者等
- (5) 参 加 者 市町職員等
（総務・行革・企画・情報・教育等各事業部門担当者等）
- (6) セッションの内容
 - ① 講演（予定）
 - ・静岡県CIOアドバイザー 小林丈記 氏
 - ・埼玉県町村会参事兼情報システム共同化推進室長 市瀬英夫 氏
 - ・地方公共団体情報システム機構 主査 戸塚芳之 氏
 - ② サービスプレゼンテーション
 - ・システム開発事業者、クラウドサービス事業者、通信事業者等によるサービス内容のプレゼンテーション
 - ③ 展示・相談ブース（10 社程度の展示・相談コーナーを設置）
 - ・他所事例や詳細なサービスメニューの紹介、費用対効果を踏まえた具体的な提案、クラウド導入に向けての個別相談等

静岡県情報化基本計画（新ふじのくにICT戦略）骨子

基本目標 『富国有徳の理想郷“ふじのくに”を創るICTの利活用』

計画期間 平成26(2014)年度～平成29(2017)年度

【計画の位置付け】 県総合計画を情報通信技術（ICT）により支援する。



- 戦略の視点
- I：イノベーション（革新）の創出
 - C：コラボレーション（協働）の推進
 - T：トップレベル（最高水準）の行政サービスの提供

○施策展開の4つの柱と各柱における数値目標

I ICTの利活用推進による安全・安心で快適なくらしの実現

「ICTの利活用推進により、防災、教育、環境、医療、防犯、交通安全等の社会的課題を解決し、安全・安心で快適なくらしの実現を図り、県民生活の向上を目指す。」

数値目標	平成25年度	平成29年度	備考
ICT-BCPを策定している県内自治体数	9(県及び8団体)	18	策定率50%を目指す。

<p>◇防災対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の情報共有・県民への情報伝達の推進 ・市町の情報システム部門の業務継続計画（ICT-BCP）策定の促進 など 	<p>◇教育情報化の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の情報化の推進 ・社会教育の情報化の推進 ・県民の情報活用能力の向上 など 	<p>◇暮らしと環境に役立つICTの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する情報、大気汚染物質監視データ、富士山の自然環境保全情報等の提供 ・エネルギーの有効利用の推進 など
<p>◇医療福祉体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療情報連携ネットワークの構築等による安心医療の提供 ・いきいき長寿社会の実現 など 	<p>◇交通インフラの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全で経済的な道路交通システムの実現（ITS）の推進 ・空港関連情報の提供 など 	<p>◇犯罪・事故対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪発生情報、交通安全情報などの提供による安全・安心まちづくり ・新交通管理システムの整備推進 など

II ICTの利活用推進による地域の活性化、産業の活性化

「ICTを活用した観光や農林水産物などの情報発信や県内中小企業の競争力強化により、地域や産業の活性化に貢献する。また、テレワークやスマートデバイスを活用した新たなワークスタイルの導入推進などにより女性や高齢者等の雇用を促進する。」

数値目標	平成25年度	平成29年度	備考
オープンデータ化した公共データ項目数	93項目	500項目以上	公共データの2次利用可能な形で提供を行う。

<p>◇地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術コンテンツの充実 ・富士山の情報提供戦略 ・スマートICT等を活用した観光情報の提供 ・移住・定住促進に関する情報発信や地域情報化コーディネータの派遣等による、地域の特性に応じた情報化の推進 など 	<p>◇産業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTの利活用によるふじのくに農産品の充実・高付加価値化 ・情報通信産業の育成・ICT活用による地域産業振興 ・ICTを活用した新たなワークスタイルの導入による雇用促進 ・オープンデータ・ビッグデータ活用による産業活性化 など
---	--

III 日本最高水準の電子行政の実現と市町との連携

「ICTの利活用推進により、県民本位の、便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供する。また、県情報システムの集約・統合化や市町情報システムのクラウド化の推進などにより、徹底した行政コストの削減や業務の効率化を図る。」

数値目標	平成25年度	平成29年度	備考
県庁情報処理基盤に集約されたシステム数	9	24	統合化により庁内情報システムの経費削減を図る。

<p>◇暮らしに役立つ行政情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページの改善 ・ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化 ・ネットコンテンツの活用促進 <p>◇県民の行政参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県政インターネットモニターやパブリックコメントの実施 	<p>◇行政手続のオンライン化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共サービスのワンストップ化の推進 <p>◇スマートICTをベースとした電子県庁の進化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮想化を踏まえた新たなSDO環境の実現 ・スマートデバイスを活用したワークスタイル変革 ・クラウドをベースとした業務システムの最適化、自治体クラウドの推進 など
---	---

IV ICTの利活用推進を支える基盤の強化

「県内の情報過疎地域を解消するための超高速ブロードバンドの整備や、災害・事故等に強い情報通信基盤・情報処理基盤の整備を推進する。また、ICTの利活用を効果的に推進するための人材育成の取組を強化する。」

数値目標	平成25年度	平成29年度	備考
超高速ブロードバンド世帯カバー率	86%以上	95%以上	整備推進により県内の情報格差を是正する。

<p>◇情報インフラの整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有線、無線の活用による全県域の超高速ブロードバンド基盤整備の推進 ・携帯電話の地理的格差の解消、地上デジタル放送の利活用促進 など 	<p>◇情報セキュリティと安全・安心な利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する取組の強化 ・ネット犯罪の防止 など
---	--

C 教育行政における市町間連携

<市町教育行政体制の充実・強化方策の検討・実施>

(教育委員会教育総務課)

1 県教育委員会と市町教育委員会の関係 別添資料 1

市町立小中学校の指導・支援に関する役割 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

(1) 市町教育委員会

ア 職務権限

学校の組織体制、教育課程、学習指導、生徒指導等に関すること等

イ 指導主事の設置の努力義務

(2) 県教育委員会

県は、市町の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 市町教育委員会の指導主事配置状況 (平成 25 年 4 月現在) 別添資料 2

人口 1 万 5 千人未満の小規模自治体

- ・ 賀茂 5 町 (河津、東伊豆、松崎、西伊豆、南伊豆) : 指導主事未配置
- ・ 川根本町 : 平成 25 年度から指導主事を 1 名配置

3 平成 26 年度県教育委員会の対応

(1) 事務局組織改編

県教育委員会では、平成 24 年度実施した「教育行政のあり方検討会『意見書』」の具現化のため、以下の視点で組織改編を行った。

ア 現場重視の教員配置

イ 市町・学校支援体制の見直し

ウ 組織マネジメント機能の見直し

(2) 市町・学校支援体制の見直し内容

ア 教育事務所に「地域支援課」を設置

イ 指導主事未配置の賀茂 5 町に、時限等の条件を付し県費負担教職員を派遣

《配置条件》

- ・ 県指導主事としての業務を行いつつ、派遣先町の人材育成力及び教育水準の把握と向上支援、学校の教育力全般の向上支援を担当させること

- ・ 3 年を目途に、町独自配置の指導主事への切替、複数町による指導主事の共同設置、各町教育長から構成される協議会の設置など、町又は地域の自立的な具体的取組をスタートさせること

4 平成 26 年度研究・検討の視点

- (1) 下田市を含めた賀茂地域全市町連携による教育行政の充実（静東教育事務所）
- (2) 川根本町と近隣市町との連携を可能とする方策検討（静西教育事務所）

5 研究・検討体制とスケジュール

(1) 研究・検討体制

	賀茂 1 市 5 町	川根本町
研究・検討主体	静東教育事務所、下田市教育委員会、河津・東伊豆・松崎・西伊豆・南伊豆各町教育委員会	静西教育事務所 川根本町教育委員会 (近隣市町教委)
期 間	平成 26 年度（継続あり）	平成 26 年度（継続あり）
内 容	県指導主事の活動状況報告と課題整理	町教委の現状把握と課題整理
	賀茂地域連携のための課題整理	対応策の検討
	翌年度の取組方針の検討	(関係市町との協議)

(2) スケジュール

	26 年度			27 年度			28 年度			29 年度
	5 月	9 月	1 月	5 月	9 月	1 月	5 月	9 月	1 月	
賀茂 1 市 5 町	WG	WG	WG							
川根本町	①部会	②部会								
	WG	WG	WG							

* 研究・検討主体、内容、スケジュール等は部会担当課の現在の予定であり、進捗状況等による変更がありうる。

県教育委員会と市町教育委員会（学校）の関係（小中学校指導・支援関係）

概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

市町教育委員会（学校）の役割

- 市町立小中学校の設置管理
- 教育の実施

中教審教育制度分科会資料より抜粋

＜市町教育委員会の職務権限＞
 ○学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること ほか

＜中教審地方教育行政部会まとめ（平成17年1月）＞
 ○小中学校の設置は市町村の事務であり、その教育内容について市町村が責任を負っている（略）

＜平成19年法改正＞
 ○地域の教育の振興を図る上で住民に最も身近な市町村の果たす役割が今後一層重要となる一方で、市町村の指導主事設置が進んでいないこと

指導主事の設置の努力義務化

＜事務局＞
 ○都道府県に準じて指導主事その他の職員を置く
 ○指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する

＜市町村の教育行政の体制の整備及び充実＞
 ○近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努める

県教育委員会の役割

- 市町立小中学校の県費負担教職員の任命、給与費の負担
- 市町への指導・助言・援助

＜都道府県の指導、助言及び援助＞
 ○市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる
 （例示）

学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関するし、指導及び助言を与えること ほか

平成11年地方分権一括法

「都道府県委員会は、市町村に対し、必要な指導、助言又は援助を行うものとする」から
 「必要な指導、助言又は援助を行うことができる」へ改正

＜市町村の教育行政の体制の整備及び充実＞

○都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない

平成25年度 市町教育委員会の指導主事配置状況

	市町名	人口(人) H25. 4	平成25年度 財政力指数	学校数 (小中計) H25. 4	県費負担教 職員数	指導主 事人数 (A) H25. 4	構成内訳		
							教員 (割 愛)	退職者等 (常勤)	その他 臨時 ・非常 勤
静 東 教 育 事 務 所 管 内	沼津市	205,572		42	818	16	10	1	5
	熱海市	39,300		13	275	2	2		
	三島市	112,776		21	513	6	6		
	富士宮市	135,492		34	699	7	7		
	伊東市	73,237		15	314	3	3		
	富士市	259,339		43	1,222	14	9	3	2
	御殿場市	89,318		17	441	3	3		
	下田市	26,557		11	150	1	1		
	裾野市	53,122		14	289	3	3		
	伊豆市	33,855		11	171	2	1	1	
	伊豆の国市	50,052		9	235	2	2		
	河津町	7,923	0.382	4	55	指導主事 未配置			
	東伊豆町	13,624	0.669	5	77				
	松崎町	7,508	0.313	2	38				
	西伊豆町	9,311	0.353	5	58				
	南伊豆町	9,136	0.329	6	64				
	函南町	38,725	0.752	7	179	2	1		1
	清水町	32,688	0.936	5	162	2	2		
	長泉町	41,912	1.209	5	192	2	2		
小山町	19,966	0.931	8	126	2	2			
静 西 教 育 事 務 所 管 内	島田市	101,693		25	396	4	4		
	磐田市	171,539		33	880	14	10	4	
	焼津市	144,543		22	622	5	5		
	藤枝市	146,506		27	684	4	3		1
	袋井市	86,859		16	458	7	7		
	湖西市	61,486		11	313	2	2		
	御前崎市	34,700		7	210	3	3		
	菊川市	47,936		12	255	2	2		
	牧之原市	47,819		13	245	3	3		
	川根本町	7,967	0.371	6	71	1			1
	掛川市	118,022		31	657	4	4		
	吉田町	30,250	0.964	4	137	2		1	1
森町	19,677	0.596	8	123	1		1		
町の平均		19,891	0.731						

行政経営研究会「地方公共団体間の連携」部会

1 部会の設置趣旨

- 人口減少社会の到来を受け、地方公共団体が連携して、持続可能な行政サービス提供体制を構築することが必要。
- 県全体の行政運営の最適化・効率化を目指し、行政経営研究会を設立、県市町の共通課題である「FM」・「ICT利活用」・「教育行政」をテーマとした部会を設置。
- その他の分野についても、地方公共団体間連携のニーズは存在しているため、総論に関する研究から個別テーマを抽出するアプローチも必要。

連携ニーズ(例)

- 第30次地制調答申を踏まえた連携の在り方を検討したい。
- 県内外の取組状況を把握したい。
- 特定分野について連携可能性を研究したい。
- 近隣市町との連携推進に関する調整の場を設けたい。

各市町のニーズを踏まえ、連携に係る個別研究テーマを抽出し、研究を通じて連携イメージの具体化、共有化を図る。

2 部会の進め方のイメージ

事前研修会(5月下旬)
○ 部会の趣旨説明
○ 現状整理・連携手法等の研修・意見交換
○ 県先行検討分野の報告
○ 市町アンケートの説明

アンケート
取りまとめ

市町参加
意向確認

第1回部会(7月ごろ)
○ 県先行検討内容の報告
○ アンケート結果に基づき、分野別・地域による検討テーマ案の提示・検討
○ 検討WGの組成

分野別・
地域別
WG開催

第2回部会(1月ごろ)
○ 検討WGによる取組結果報告
○ 部会による研究成果の取りまとめ

【研究成果の活用】

～地方公共団体間連携の取組へ反映～

行政経営研究会「公民連携・協働」部会（案）

1 研究目的

- ・公共サービスを効果的・効率的に提供するために、最適なサービス提供主体・手段を選択する必要がある。
- ・民間事業者、NPO、地域住民等はサービス提供に係る有力なパートナーであり、公から民へ、または公民の連携・協働を推進すべき、とされている。
- ・こうした状況を背景に、公民連携・協働の在り方の概念整理、優良事例の収集と共有化、個別課題の検討など、各分野における公民連携・協働を後押しするための研究を行う。

2 研究内容

(1) 公民連携・協働に係る概念や手法の整理

(2) 業務実施における連携・協働

- ・協働事例（優良事例、今後実施される取組）の収集と分析 → 事例の類型化・共有化（DB化）
- ・優良事例における視点を応用し具体的課題を検討
- ・将来的課題の検討（論点の例：担い手の高齢化と若年層の参加促進、ソーシャルビジネス）

(3) 施設における連携・協働 → (2)の具体的課題として検討

（論点の例）

- ・民間事業者活用の制度（指定管理者、PFI...）運用に係る留意点
- ・最適な管理形態を施設ごとに判断する際の視点の検討
- ・市町間、市町一県での施設の協働設置・運営（「地方公共団体間の連携部会」と連携）
- ・施設の再配置（集約化）と民間能力活用（「ファシリティマネジメント部会」と連携）

各市町の
関心を
踏まえて
研究内容
を決定



3 スケジュール

